

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員の 退職手当の支給水準の引き下げについて（案）

当病院機構の職員の退職手当制度は、国や県の退職手当制度の改正に準じて改正を行ってきたところ。

先般、国において退職手当法が改正され、国家公務員の退職手当の支給水準を段階的に引き下げることとなったが、県においても、施行日を除き、国と同様の措置を行うこととしており、12月議会にて退職手当条例の改正案を上程する予定。

このことを鑑み、病院機構においても県の改正内容に準拠して、退職手当の支給水準を段階的に引き下げることとする。

1. 改正内容

①官民均衡を図るために設けられた「調整率」を、次のとおり段階的に引き下げる。

	期 間	調整率	【参考】国の状況	調整率
	現 行	104/100	現 行	104/100
第1段階	H25.2.1 ~H25.9.30	98/100	H25.1.1 ~H25.9.30	98/100
第2段階	H25.10.1 ~H26.6.30	92/100	H25.10.1 ~H26.6.30	92/100
第3段階	H26.7.1 以降	87/100	H26.7.1 以降	87/100

②調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、**全ての退職者に適用**する。

③施行期日は**平成 25 年 2 月 1 日**（第1段階の引下げを開始）。

2. 職員退職手当規程の改正について

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）は、県職員退職手当条例等の本則に準拠して規定しているが、県条例の附則に係る事項など、退職手当規程に規定していない事項については、退職手当規程第33条の規定により、包括的に県の取り扱いを準用することとしている。

今回改正すべき調整率は、県条例では附則に規定されていることから、規程の改正は行わず、規程第33条の規定により、県の改正に準拠した退職手当の支給水準を段階的に引き下げることにする。

○山梨県立病院機構職員退職手当規程（粹）
（準用）
第33条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給に関する取扱いについては、山梨県職員の例によるものとする。

参 考 資 料

○改正後の退職手当額(基本額のみ)の比較 (看護職の例)

退職時の給料(例)	
給料表	医(三)6-53
給料月額	430,500
勤続年数	39年
退職事由	定年

	現行	H25.2.1~	H25.10.1~	H26.7.1~
調整率	104/100	98/100	92/100	87/100
支給月数	59.28	55.86	52.44	49.59
退職手当額(円)	25,520,040	24,047,730	22,575,420	21,348,495
現行との差額(円)		-1,472,310	-2,944,620	-4,171,545

退職時の給料(例)	
給料表	医(三)5-78
給料月額	392,100
勤続年数	30年
退職事由	勸奨

	現行	H25.2.1~	H25.10.1~	H26.7.1~
調整率	104/100	98/100	92/100	87/100
支給月数	50.7	47.775	44.85	42.4125
退職手当額(円)	23,457,775	22,104,441	20,751,108	19,623,331
現行との差額(円)		-1,353,333	-2,706,666	-3,834,444

※早期退職者加算として2%×9年分を加算

退職時の給料(例)	
給料表	医(三)5-35
給料月額	344,800
勤続年数	20年
退職事由	自己都合

	現行	H25.2.1~	H25.10.1~	H26.7.1~
調整率	—	98/100	92/100	87/100
支給月数	23.5	23.03	21.62	20.445
退職手当額(円)	8,102,800	7,940,744	7,454,576	7,049,436
現行との差額(円)		-162,056	-648,224	-1,053,364

※自己都合退職者は現行調整率は乗じていない。

【退職手当の算定方法】

$$\boxed{\text{退職手当額}} = \boxed{\text{退職手当の基本額}} + \boxed{\text{退職手当の調整額}}$$

※今回の改正は基本額に影響。

退職手当の基本額：退職時の給料月額×退職理由別・勤続年数別支給月数(※)

※調整率の引き下げにより、実質的には当該支給月数が段階的に引き下がることとなる。

○「調整率」について

当該調整率は、官民の支給水準の比較により退職手当の支給額を調整するものであり、現在、長期勤続後、勸奨等により退職した職員の退職手当に対し、暫定的な調整措置として乗じている。

なお、今回の改正では、**全ての退職者に適用する措置**となる。

○「調整率」が附則にて規定されている理由

民間の退職金の水準は変動し得るので、当面、本則の支給額は改正せず、附則において規定することとしている。